しまぎんインターネット定期預金規定（大口定期）しまぎんアプリ版

島根銀行（以下「当行」という）と「しまぎんインターネット定期預金（大口定期）」（以下「この預金」という。）の取引を「しまぎんアプリ」から行う場合、下記の規定および「しまぎんインターネットバンキング＜個人＞（しまぎんアプリ版）利用規定」により取り扱います。

1.（預金の預入）

(1) この預金は、「しまぎんアプリ」をご利用の方のみ預入できます。
(2) この預金は、通帳、または証書の発行はいたしません。
(3) この預金は、「しまぎんアプリ」によって預入するものとします。預入は、お客様の依頼に基づき、事前に登録されたお客様本人名義の普通預金（利用口座）から出金して行います。
(4) 預入日は、「しまぎんアプリ」により預入の申込をされた日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時間を過ぎている場合または申込をされた日が銀行休業日の場合の預入日は、翌営業日となります。
(5) 適用利率は預入日における当行所定の利率を適用します。
(6) この預金の１口あたりの預入金額は1,000万円以上（1円単位）とします。
(7) この預金の預入期間は、3か月・6か月・1年・3年・5年とします。ただし、商品によっては、預入期間を別途定めている場合がありますので、別途「商品概要説明書」にてご確認ください。

2.（預金の解約）

(1) 預入時に、満期日の取扱いを「自動解約入金」に指定することにより、満期日（満期日が休業日にあたる場合は翌営業日）にこの預金を自動的に解約し、元金および利息を普通預金（利用口座）に入金します。
(2) 満期未到来のこの預金について、中途解約操作を行うことにより、解約の申込をされた日に下記第4条4項に記載する所定の中途解約利率により解約し、元金および利息を普通預金（利用口座）に入金します。
ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時間を過ぎている場合または依頼日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。

3.（満期日の取扱）

(1) この預金は、預入時に自動継続（「元利継続」または「元金継続」）、もしくは「自動解約入金」のいずれかを選択してください。
(2) 自動継続は、次により取り扱います。
①「元利継続」を選択した場合は、満期日に利息を元金に組み入れのうえ、前回と同一の預入期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。
②「元金継続」を選択した場合は、満期日に利息を普通預金（利用口座）に入金のうえ、元金を前回と同一の預入期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。
③自動継続後の利率は、継続日における当行所定の利率を適用します。
ただし、継続後の利率について別の定めをしている場合は、その定めによる利率を適用します。
④自動継続を選択した場合でも、満期日の取扱を預入期間中に「自動解約入金」へ変更することができます。ただし、継続方式の変更（「元利継続」から「元金継続」への変更、もしくは「元金継続」から「元利継続」への変更）はできません。
(3)「自動解約入金」を選択した場合は、満期日（満期日が休業日にあたる場合は翌営業日）に、元金および利息を普通預金（利用口座）に入金します。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（自動継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項においても同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および預入日

における当行所定の利率（以下「約定利率」という。）により計算します。
ただし、預入日の３年後の応当日もしくは５年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の計算方法は次によります。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に 70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。

(2) 満期日の取扱として「元利継続」または「元金継続」を選択された場合の、この預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日の３か月後の応当日、もしくは預入日の６か月後の応当日、もしくは預入日の１年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に普通預金（利用口座）へ入金するか、または満期日に元金に組入れます。

②預入日の 3 年後の応当日もしくは 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に普通預金（利用口座）に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に普通預金（利用口座）へ入金するか、または満期日に元金に組入れます。

(3) 満期日の取扱として「自動解約入金」を選択された場合、のこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日の３か月後の応当日、もしくは預入日の６か月後の応当日、もしくは預入日の１年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日（満期日が休業日にあたる場合は翌営業日）にこの預金とともに普通預金（利用口座）に入金します。

②預入日の３年後の応当日もしくは５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に普通預金（利用口座）に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日（満期日が休業日にあたる場合は翌営業日）にこの預金とともに普通預金（利用口座）に入金します。
満期日が休業日にあたる場合、この預金の満期日以後の利息は、満期日から普通預金（利用口座）への入金日（以下「入金日」という）の前日までの日数について、入金日におけるスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金の利率によって計算し、この預金とともに普通預金（利用口座）に入金します。

(4) この預金を満期日前に解約する場合は、次のＡ、Ｂにより算出した利率のうち、いずれか低い利率を中途解約利率とします。ただし、算出した中途解約利率が、解約日におけるスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金利率を下回る場合には、解約日におけるスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金利率を中途解約利率とします。
また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。（期限前解約利息が中間払利息を下回る場合はこの預金から差引くことといたします。）

Ａ. 預入日から解約日前日までの期間に応じた別表1の掛け目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）

Ｂ. 再調達方式により算出した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）

再調達方式の算式

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

（注）基準利率とは、解約日にこの預金を満期日まで新たに預け入れた場合に適用される利率です。（1か月以上の場合は大口定期預金、1か月未満の場合はスマートフォン

支店以外の店頭で適用する普通預金）

(5) この預金の付利単位は 100 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

＜別表 1＞期限前解約利率掛け目表

約定期間 解約までの期間	3か月・6か月・1年	3年	5年
6ヶ月未満	※普通預金	※普通預金	※普通預金
6ヶ月以上1年未満	50%	20%	※普通預金
1年以上1年半未満	―	30%	10%
1年半以上2年未満	―	40%	20%
2年以上2年半未満	―	50%	20%
2年半以上3年未満	―	70%	40%
3年以上4年未満	―	―	50%
4年以上5年未満	―	―	70%

※普通預金とはスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金金利を指します。

5.（利率の照会）

規定文中の「当行所定の利率」は当行ホームページにてご照会ください。

6.（一部解約）

この預金は、一部解約のお取り扱いはできません。

7.（預金担保）

この預金は、預金担保としてのお取り扱いはできません。

8.（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れはできません。

9.（反社会的勢力との取引拒絶）

(1) この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が取引用印鑑の届出時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

Ｅ.その他前ＡからＤに準ずる行為

10.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

(4) 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前４項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに直ちに当行に提出してください。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

２０２２年5月２３日新設
２０２４年1月１９日改定

（注）規定の読み方
例）1. ･･･ 第1条
(1) ･･･ 第1項
① ･･･ 第1号